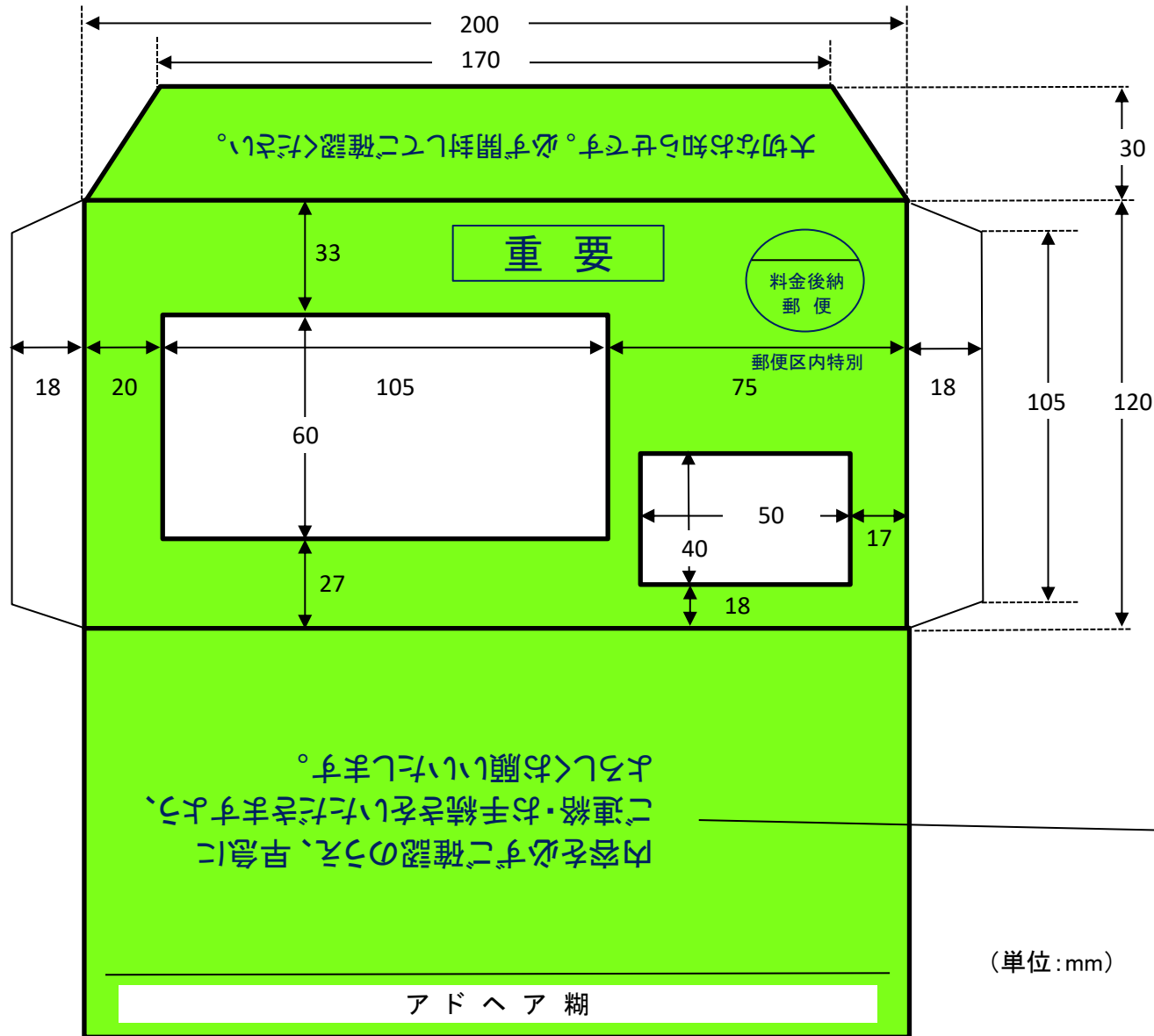


仕 様 書

1. 案件名	納付書送付用窓付き封筒買入(旭区役所)
2. 規格	別紙設計書のとおり
3. 数量	5, 000枚
4. 紙質	サラシクラフト紙 75. 5Kg
5. 紙色	白色
6. 刷色	展開: 表面2色(うち1色はベタ印刷)。裏面1色、地紋(白抜き)＋一部ベタ印刷(文言の白抜き) 色: 表面のベタ印刷部分の色はDIC-171(あざやかな黄みの緑)、文字等はDIC-255(こい紫みの青)、裏面ベタ印刷部分の色はDIC-255(こい紫みの青)。別紙設計書で指定する地紋を施して封入物が見えない状態であれば、それぞれ同系色で可とするが、その場合担当と事前に協議すること。
7. 加工	グラシン窓加工2箇所(不透明度20%以下) フラップ部分は折り曲げないで納品すること。(アドヘア糊使用)
8. 納入場所	旭区役所窓口サービス課(保険年金)
9. 納入期限	令和8年11月2日(月)
10. 担当	〒535-8501 大阪市旭区大宮1-1-17 旭区役所窓口サービス課(保険年金) 濱邊・大川 電話 06-6957-9946 FAX 06-6957-9905
11. 校正	1回
12. 梱包方法	1箱1, 000枚ずつダンボール箱に梱包すること。 (端数が発生する場合も緩衝材等を用い潰れないように同様に梱包すること) ダンボール箱の狭い方の側面に品名、数量、納品年月、製造年月、製造業者名を表示すること。
13. その他	・見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・設計書については契約後、希望があれば電子メールによる電子データでの提供をする。(ただし、提供する電子データはMicrosoft Excelで作成した本仕様書の別紙設計書と同一のものであり、サイズ、色、文字配置位置、窓あき配置位置のイメージ図のため、実寸法とは一致しない。) ・契約後、希望があれば同一サイズの窓付き封筒の見本品(1部)を提供する。 ・令和8年6月大阪市グリーン調達方針で定める基準(窓付き封筒(紙製))を満たすこと。また、同方針の基本的考え方に基づき、生産、使用、廃棄までのライフサイクルにおける環境への負荷ができる限り少ない物品等を選定すること。 ・納入日については、事前に担当と調整すること。



表面

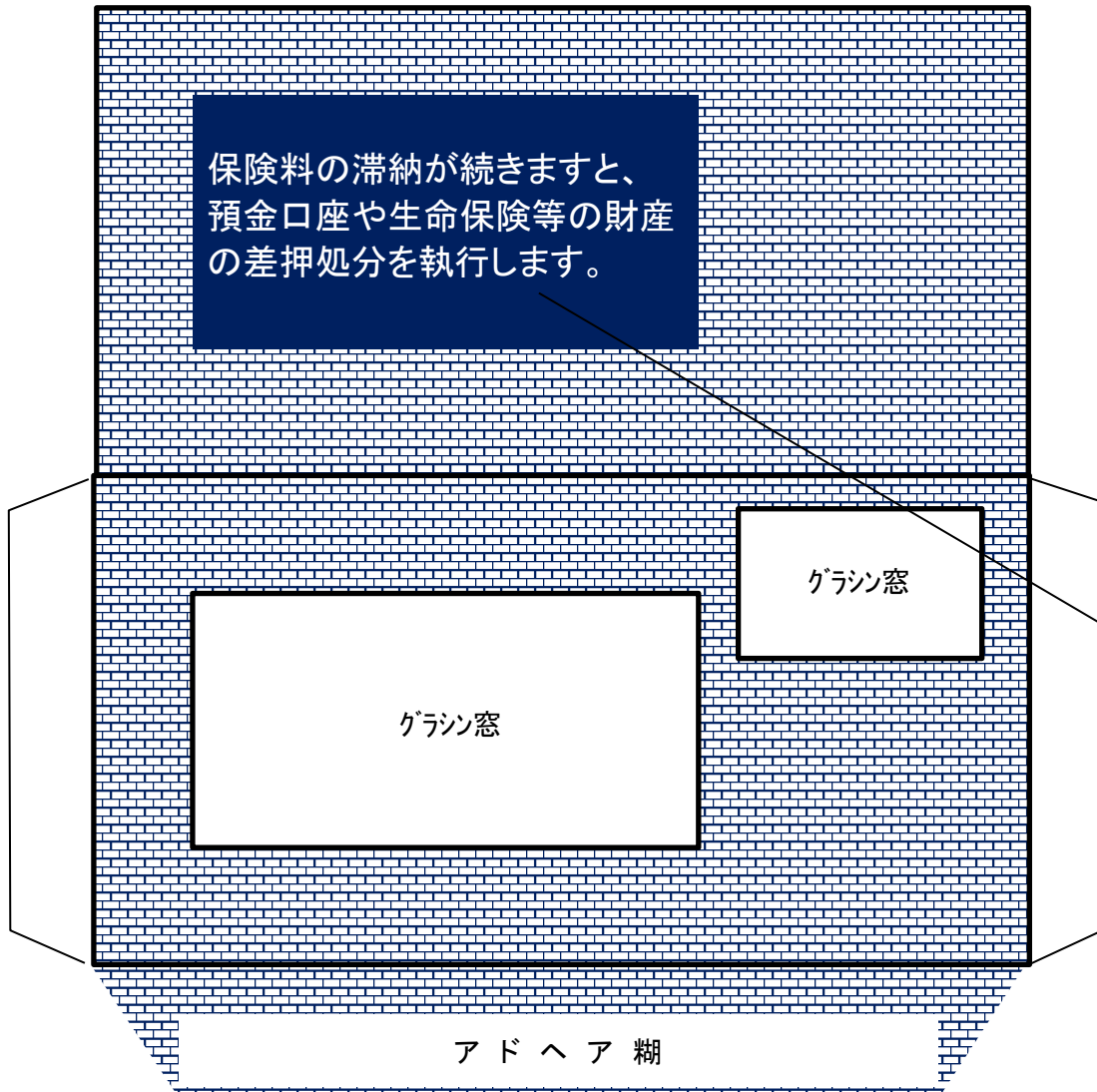
- ・アドヘア糊部分 1箇所(別途、裏面に1か所)
- ・グラシン窓 2箇所
※グラシン窓のサイズについては、縦横とも1mmを超えない範囲内の誤差は差し支えない。また、それに伴うグラシン窓の位置の誤差についても同様とする。
- ・ベタ塗(1色)
- ・「料金後納郵便」の印刷
- ・「郵便区内特別」の印刷
- ・3か所に文言の印刷(左記図参照)

※裏面の窓あき部分の白抜き文言にかぶさるように配置

(単位:mm)

裏面

- ・アドヘア糊部分 1箇所(別途、表面に1か所)
- ・グラス窓 2箇所
- ・地紋 + 一部ベタ塗(文言の白抜きあり。左記図参照)
地紋については、大阪市章での白抜きによるものとし、
密度を濃くして封入物が見えないようにすること。



※窓あき部分から見えるように、文言を白抜きで入れる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

(報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課 電話：06-6957-9625)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。